

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS (太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) / 平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

毎月2回1日、
15日に発行。
1996年4月23日第三種郵便物認可

●編集責任者 梅林宏道
●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

30 96/10/1

特集

¥100

CTBT総決算

条約の問題点を整理する

9月24日、包括的核実験禁止条約(CTBT)の調印式がニューヨークの国連本部で行われた。94年1月にジュネーブ軍縮会議(CD)で開始されてから2年9カ月ぶりに交渉は一つの決着を見たことになる。本誌では交渉の経過で、条約の争点と各国の主張を追ってきた。以下に最終合意内容と問題点を整理する。

前文

前文に関する最大の争点は、条約の性格づけについて、核保有国の核軍縮義務や、核軍縮の方向づけをどれだけ明確に盛り込むか、にあった。

もともと、CTBTの性格づけについて、イギリスに代表されるように、「核不拡散のための条約である」と強調する意見と、インドに代表される核兵器の廃棄をめざす「核軍縮のための条約である」という意見の両極があった。

フランスの核実験再開、中国の駆け込み実験などで、核保有国がCTBT後も核戦力をこれまでと変わらず維持する意思をあからさまに表明する中で、多くの国は、CTBT前文に核軍縮の方向を明記する必要性を支持していた。

インドが要求していた「時間枠を定めた核軍縮の努力」という表現は、イランが2月に提出したモデル案に採択されてい

た。しかし、そのときすでに多くの非同盟国は、核兵器国の反対が強い以上、この文言を入れるのは無理であるという判断をしていた。

合意された前文では、昨年5月に核不拡散条約(NPT)の無期限延長の「条件」として出されていた、文言をほとんどそのまま踏襲している。その意味では、CTBT固有の前進はなかった。その部分の表現は次のようになっている。

「核兵器の廃絶という究極的目標のもとに、核兵器の世界的な削減のための系統的で前進的な努力の継続の必要性を強調し、…」(第5段落)

核保有国が「核兵器の質的改善」や「新型兵器の開発」をしないように枠をはめるといふ努力も行われた。この点に関する前文の表現は次のようになった。

「すべての核兵器実験の爆発やその他いかなる核爆発も中止することが、核兵器の開発、質的改善を抑制し、新型核兵器の開発を終わらせることによって、あらゆる分野における核軍縮と核拡散防止の有効な手段になることを認識し、…」(第6段落)

この文章は、核兵器の質的改善や新型核兵器の開発を中止することを条約

の目的とする、と明記できなかった妥協の産物である。目的ではなく、爆発実験の禁止の結果として、質的改善や新型兵器開発ができ難くなり、核軍縮に貢献するという書き方になっている。弱さはあるが、これらの点への要求を述べたという多少の利点はあると言える。

第I条 基本的義務

条約によって何を禁止するかは、もちろん最大の焦点であった。結果的には、オーストラリア案として早く提案されていたものがそのまま採択された。本誌7号と21号に訳出したので、ここでは省略する。「いかなる場所においても、いかなる核兵器実験の爆発も禁止する」という内容であるが、交渉の経過からして、これはいわゆる流体核実験(HNT、本誌第3号参照)という小威力の爆発も禁止した(いわゆる「ゼロ・イールド」)のCTBT)ものと理解される。

コンピューター・シミュレーションなど爆発をともしない核兵器実験も禁止する提案をインドネシアなどが考えていたが、実現不可能との判断から、結局正式な提案にはならなかった。また、爆発寸前で核分裂反応を止める、いわゆる「未臨界実験」を、米国はCTBTに違反しない実験として、将来実施することを公然と表明している。

インドは、流体核実験の禁止を睨んで「核分裂物質や核融合物質を化学的薬薬やその他の手段で急速に集合させた

り、圧縮したりすることによるいかなる原子力エネルギー放出をも禁止する」という文言を提案していたが、核保有国がゼロ・イールドで一致するにいたって、この表現の難解さに対する支持は消えていった。

中国が、ダム建設などの目的のための「平和的核爆発(PNE)」を禁止項目から除外するよう強く主張したが、それは入れられなかった。しかし、妥協案として、第八条に再検討の課題として、記載された。(後述)

最終的には3分の2以上(34カ国)を主張した。結局、8月のギリギリの2国間交渉で「30カ国以上」で合意した。

現地査察を訴える証拠として何を使えるか、も争点であった。米国などのスパイ衛星を使った査察要求などを退けたい国々は、この条約で設置を定めた「国際監視システム」のみが証拠として使えるという立場をとった。これに対してはその他にも多くの中間的提案があった。しかし、多数の国の意向を体して、ラマカー議長(オランダ、CD核実験禁止特別委員会議長)は、次のように成文化し、承認された。人工衛星情報も使えると理解される。

「現地査察の要求は、国際監視システムで集められた情報にもとづいて、または一般的に国際法の原則に合致すると認められる自国の検証手段で得られたいかなる関係技術情報にもとづいても、さらには、それらの情報の組み合わせにもとづいて、行うことができる。」(第IV条第37項)

国際監視システムに人工衛星システムを入れるように中国が提案していたが、費用が余りにも高くつくため採用されなかった。条約で規定された監視システムは次の4つである(第16項)。

- ①地震波の監視
- ②放射線核種の監視(承認された研究所をとともう)
- ③水中音響監視
- ④超低周波音の監視

第II条 機構

CTBTを実行する「CTBT機構」と国際原子力機関(IAEA)との関係について議論があった。しかし、「独立機関でありながらも、IAEAと同じウィーンに設置され、無駄を省くよう協力関係をもつ」という、妥当な内容で合意された。

執行理事会の構成について、最後まで論争があった。執行理事会は51カ国で構成されるが、アフリカ(10)、東ヨーロッパ(7)、中南米(9)、中東・南アジア(7)、北アメリカ・西ヨーロッパ(10)、東南アジア・太平洋・極東(8)という地域割り

の議席数が定められた。これに対して、アフリカに数が少ないという不満が残った。また、シリア、レバノンなどは、中東に、イスラエルが分類されていることに抵抗している。

第IV条 検証

検証問題には、多くの論争点があった。なかでも最後まで米国と中国の間で対立したのは、現地査察をどのような条件で発動するか(第46項)、であった。米国は執行理事会51カ国の過半数(26カ国)以上の賛成があればよい、とするのに対して、現地査察を避けたい中国は、

CTBTの構成

前文

第I条 基本的義務

第II条 機構

- A. 一般規定
- B. 締約国会議
- C. 執行理事会
- D. 技術事務局
- E. 外交特権と免除

第III条 国内履行措置

第IV条 検証

- A. 一般規定
- B. 国際監視システム
- C. 協議および釈明
- D. 現地査察
- E. 信頼醸成措置

第V条 状況の是正と順守確保のための、制裁を含む措置

第VI条 紛争の解決

第VII条 改正

第VIII条 条約の再検討

第IX条 有効期間と脱退

第X条 議定書と付属文書の地位

第XI条 署名

第XII条 批准

第XIII条 加入

第XIV条 発効

第XV条 留保

第XVI条 寄託

第XVII条 正文

付属文書1 第II条第28項に関する国のリスト

付属文書2 第XIV条に関する国のリスト

議定書

第I部 国際監視システムと国際データ・センター

- A. 一般規定
- B. 地震波監視

C. 放射性原子核監視

D. 水中音響監視

E. 超低周波音監視

F. 国際データ・センターの機能

第II部 現地査察

- A. 一般規定
- B. 常設的準備体制
- C. 現地査察の要求、命令、通告
- D. 現地査察事前活動
- E. 現地査察の実行

第III部 信頼醸成措置

議定書の付属文書1

- 表1-A 地震波主要観測所のリスト
- 表1-B 地震波補助観測所のリスト
- 表2-A 放射性原子核観測所のリスト
- 表2-B 放射性原子核研究所のリスト
- 表3 水中音響観測所のリスト
- 表4 超低周波音観測所のリスト

議定書の付属文書2

国際データ・センターにおける標準事象を仕分けするための規準

第Ⅷ条 条約の再検討

中国が要求していた「平和的核爆発(PNE)」を許すかどうかは、再検討会議にゆだねられることになった。

再検討会議は、条約発効から10年後に開催される。PNEに関しては次のように定められた。

「締約国からの要求があったとき、再検討会議は平和目的の地下核爆発の実行を許すかどうかを協議する。再検討会議が全会一致でこのような核爆発を許可すると決定した場合には、再検討会議は、このような核爆発が軍事的な利益をもたらすことがないように、条約の適切な改正をおこなうことを締約国に勧告することを念頭において、遅滞なく作業を開始する。」(第Ⅷ条第1項)

締約国の全会一致の合意がなければPNEはできないので、実質的に中国の要求は封じられた。しかし、原理的にはPNEの可能性は残されたので、どの国も公然と準備することはできる。条約に脱退項目があることを考えると、これは条約の重要な欠点の一つとなった。

第ⅩⅣ条 発効

条約の発効を定める条文は、最後まで論争になった。ラマカー議長案も修正をくり返した。その最終内容は、付属文書2にリストアップされた44カ国(本誌第25・26号参照)が批准したときに、180日

内に発効するというものである。

44カ国は、96年6月18日時点でのCD参加国、正式に会議に参加していた国で、IAEAの1996年4月版「世界の原子力発電炉」にリストされているか、1995年12月版「世界の研究用原子炉」にリストされている国という規準で選ばれた。

その中には、インド、パキスタン、イラン、イスラエル、朝鮮民主主義人民共和国などが含まれている。インドは、すでに条約への不参加を強い調子で表明しており、パキスタンはインドが参加しなければ参加しない、と表明している。この状態が続けば条約の発効の見通しが立たな

いことになる。

条約は、3年(1999年9月10日)経っても条約が発効しない場合、条約寄託者である国連事務総長が、批准国の過半数の要請を受けて批准国会議を開催することを定めている。この会議がマスコミで「批准促進会議」と呼ばれているものである。この会議は、以後毎年くり返すことができるが、暫定発効などの決定はできず、ただ批准促進のために国際法上可能な手段を協議し、全会一致で決定することができるに過ぎない。

「その会議は、第1項で述べられた要求がどこまで満たされたかを検討し、本条約の早期発効を容易にするために批准を加速するのに、国際法に合致したどのような手段をとりうるかを協議し、全会一致で決定する。」(第ⅩⅣ条第2項)

したがって、条約発効のためには、核軍縮の促進についての国際的な合意を前進させ、インドなどがCTBTに加入せざるを得ないような環境を準備することが必要になる。

◆◆◆

追加:『週刊金曜日』の次の拙論を参照下さい。

- 「CTBTの国連合意で核爆発禁止規範の誕生」1996.9.20号
- 「包括的核実験禁止条約はほんとうに<包括的>か」1996.10.4号

(梅林宏道) M

アジア太平洋の地域安全保障

複眼

SACO中間報告その後

進まぬ調整、強まる移設候補地の反発

「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会(SACO)」は、昨年11月19日、「沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するため」に設置された。

SACOは今年4月に中間報告を行った。中間報告の内容は、4つの項目にまとめられた。①「土地の返還」では11施設の返還、②「訓練及び運用の方法の調整」では県道104号線越え演習の取りやめなど、③「騒音軽減イニシアティブの実施」では普天間飛行場での夜間飛行訓練の運用制限など、④「地位協定の運

用の改善」では日米合同委員会の合意の一層の公表など、が示された。

それから4ヶ月後の8月9日、政府は「普天間飛行場等の返還作業委員会(タスクフォース)」で沖縄県に対し、「日米で基本的に調整がついた事案」と題された文書によってSACOの進展状況を示した。しかし、同文書は、中間報告で合意されていた③「騒音軽減」であげられた事案の中の1事案と、①「土地の返還」であげられた11施設中4施設についてのみしかふれていない。しかも、返還はすべて移設条件つきであり、地元の反

発を招いている。

同文書以後、SACOの中間報告の進展状況について政府から県に対する新たな報告はない。

今年11月末にはSACOは最終報告を作成し、日米安全保障協議委員会に提出する予定だが、焦点の普天間飛行場をはじめ調整は難航している。

以下、中間報告の「土地の返還」の項で示された11施設を中心に、中間報告のその後の動きを表にまとめる。(表は次頁、照屋みどり)

●8月のタスクフォースで「日米で基本的に調整がついた事案」として政府から県に示された事案

施設名・事案名	県に示された日米で合意された内容(移設条件など) ▲は移設候補地の反応
安波訓練場	中間報告通り、「陸上部分の(国頭村と建設省との)共同使用を解除」とあるが、中間報告にはなかった「訓練水域は、北部訓練場のための(新たな)水域を確保した後返還」という文言が加わった(全面返還)。
ギンバル訓練場	「泥土除去施設および消火訓練施設をキャンプ・ハンセンに、ヘリパッドを金武ブルービーチ訓練場に移設後返還」(全面返還)。中間報告では、移設先は明示されていなかった。▲キャンプ・ハンセンのある宜野座村村長、拒否の姿勢。ブルービーチのある金武町議会、移設反対決議。
楚辺通信所	中間報告通り、「アンテナ施設および関連運用施設をキャンプ・ハンセン(オストリッチ地区)に移設後返還」(全面返還)。しかし、中間報告にあった「5年以内」という部分がなくなった。▲キャンプ・ハンセンのある金武町議会、移設反対決議可決。
読谷補助飛行場	「パラシュート降下訓練の機能を伊江島補助飛行場に移転し、楚辺通信所の移設後返還(同飛行場が楚辺通信所の「電波緩衝地帯」であることから)」(全面返還)。中間報告では、「楚辺通信所の移設後」という条件はなかった。▲伊江島村長と村議員は、防衛施設局及び県に移設反対の要請文提出。すでに同飛行場に役場新庁舎を建設中の読谷村は、「電波緩衝地帯」問題はクリアされていると主張。
嘉手納飛行場の遮音機	「嘉手納町隣接区域の基地内循環道路とフェンスの間に遮音壁を設置」。中間報告にそったもの。

●中間報告で示されていないながら未だ調整のついていない施設

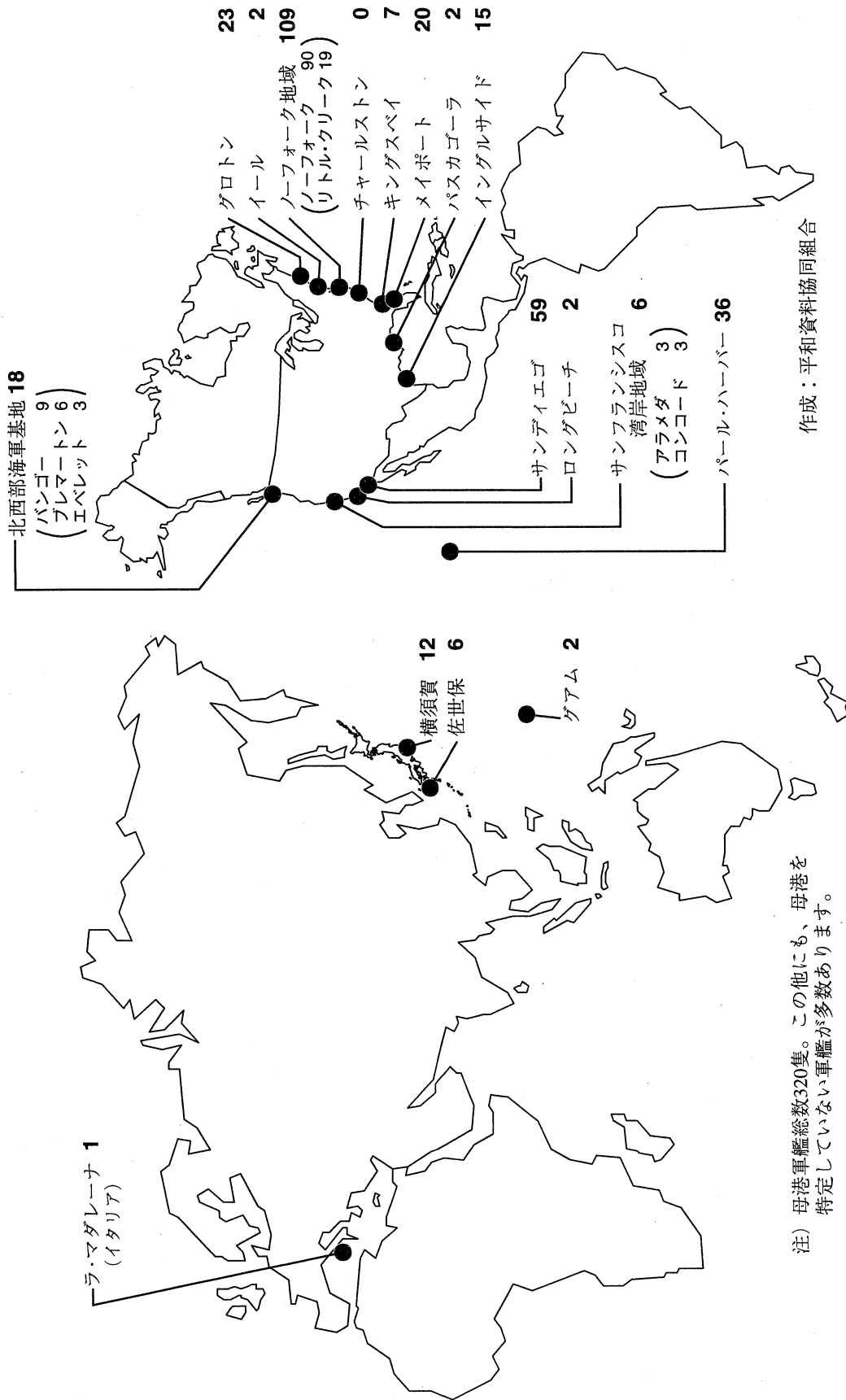
施設名	交渉の現状 ▲は移設候補地の反応
普天間飛行場	中間報告では、「沖縄米軍施設内でのヘリポートの新設、KC-130航空機の岩国飛行場への移駐後、5から7年以内に返還」(全面返還)。▲代替ヘリポート移転先に関して、SACOでは特別作業班を設置し、嘉手納基地統合案、海上ヘリポート案、キャンプ・シュワブ沖合い埋め立て案の3案について研究、11月までに結論を出すことにしている。 ●嘉手納飛行場統合一地元は、「嘉手納飛行場への米軍ヘリポート建設反対、沖縄市、北谷町、嘉手納町連絡協議会」(三連協)を発足。統合する場合のヘリ訓練の候補地としてあげられている伊江村も反対を表明。 ●海上ヘリポート有力候補地の名護市、宜野座村、金武町の首長、反対を表明。 ●キャンプ・シュワブ防衛庁が「地元の理解得られない」と否定的。 ●KC-130航空機の移駐先としてあげられている岩国飛行場の地元の山口県知事、「基地強化容認できず」と発言。
北部訓練場	「海への出入りを確保した上で過半を返還」(部分返還)という中間報告の後の進展不明。
キャンプ桑江	「海軍病院及びキャンプ内の施設を沖縄県におけるほかの米軍施設内に移設した後、大部分を返還」(部分返還)という中間報告の後の進展不明。
瀬名波通信施設	「通信施設ならびに関連施設をトリイ通信所および沖縄県におけるほかの米軍施設に移設した後返還」(全面返還)という中間報告の後の進展不明。
牧港補給基地	「国道58号線に隣接する土地を返還する」(部分返還)という中間報告の後の進展不明。
キャンプ瑞慶覧	「米軍住宅地区を統合するための共同計画を作成し、それによって古い住宅地区の相当な部分を返還」(部分返還)という中間報告の後の進展不明。
那覇港湾施設	「浦添に新たな港湾施設を建設した後返還」(全面返還)との中間報告の後の進展不明。

●正式決定された事案

事案名	移設先及び内容 ▲は移設候補地の反応
県道104号線越え実弾演習	本土に移転するとの中間報告通り、日米両政府は、日米合同委員会で、陸上自衛隊の矢白別演習場、王城寺原演習場、北富士演習場、東富士演習場、日出生台演習場への移転を正式決定。訓練は、キャンプ・ハンセンで行われているのと同質、同量(年間最大4回、日数は35日以内。1回の訓練は10日以内)。同じ演習場を二回以上使わないようにすると決定。▲報道によると、8月末の臼井防衛庁長官の要請に対する地元の反応は次の通り。 ・北海道(矢白別演習場)一知事、難色示す。別海町長は条件次第で受諾との考え示す。他の周辺2町長は反対。 ・宮城県(王城寺原演習場)一知事、大和町、色麻町、大衡村の3首長反対。 ・山梨県(北富士演習場)一知事、富士吉田市など難色示す。 ・静岡県(東富士演習場)一知事、地元との協議を求める。御殿場市など、国との協議に応じる姿勢。 ・大分県(日出生台演習場)一知事、反対。湯布院町長ら反対。

米海軍軍艦(現役)の母港分布 (1996.6.30.現在)

米海軍情報事務所 (Office of Information, US Navy)



注) 母港軍艦総数320隻。この他にも、母港を特定していない軍艦が多数あります。

作成：平和資料協同組合

現在、日本を母港としている米軍艦は18隻(横須賀12、佐世保6)。これは、新たに横須賀に配備されるアーレイ・バーク級ミサイル駆逐艦「カーチス・ワイルバー」を含んでいる。米軍の海外母港艦は、日本の他には、イタリアに1隻配備されているのみである。しかもそれは支援艦であり、海外を母港としている米軍戦闘艦は、日本にしか配備されていない。

国際法違反の兵器に頼るのは国際法違反

「核の傘」政策の中止を求める ハガキ運動

国際司法裁判所の「核兵器は原則的に国際法違反」とする判断は、ゆっくりと国際世論の底流を変えつつある。「核戦争防止反核医師の会 (IPPNW)」や「国際平和ビューロー (IPB)」は、各国政府に対して、この勧告的意見にもとづく政策変更を求めている。日本政府にも手紙がとどいた。

彼らは、「現在の核戦略を継続することは、刑事国際法に違反する行為であり、ニュルンベルグ原則によりそれにかかわった個人も有責であることを意味している」と述べている。

米軍の核戦略に基づいて、その核の傘のもとに日本の安全保障を築いている日本政府の政策は、緊急に改められるべきである。

平和資料協同組合では、日本政府に「核の傘」政策の変更を求めるハガキを作成した。これを活用して政策変更を求める運動を提案している。

見本のハガキを本誌に挿入した。追加注文ご希望の方は、事務所まで。

5枚:200円(送料とも)
10枚:300円(送料とも)
50枚:1000円(送料とも)
100枚:1800円(送料とも)

日誌

1996.9.6~9.20

(作成:笠本丘生)

ASEAN=東南アジア諸国連合/ARF=ASEAN地域フォーラム/CD=ジュネーブ軍縮会議/CTBT=包括的核実験禁止条約/ICJ=国際司法裁判所/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NPT=核不拡散条約/NZ=ニュージーランド

- 9月6日 国連総会本会議でのCTBT決議案、豪が事務局に提出。共同提案国は120ヶ国。投票権持つ加盟国数の3分の2を超える。
- 9月6日 豪ハワード国連大使、CTBT採択後の署名式は24日開催と、採択推進派国会で報告。
- 9月6日 インド・シャール国連大使、ゴージュ軍縮大使、CDで不採択のCTBT案を国連総会に持ち込むのはベテンと強く非難。
- 9月7日 インド・グジュラル外相、「必要ならば核兵器作る」と明言。中国の脅威を指摘し「一国の運命を他国に任せられぬ」とも。
- 9月7日 米ロード国務次官補、太平洋の米領パルミラ島に核貯蔵所建設との米民間会社の計画について「反対。実現不可能」と語る。
- 9月9日 国連総会本会議開会、CTBT案採択のための審議始める。決議案の共同提案国、同日時点で126ヶ国に増加。
- 9月9日 CTBTに定められた核実験探知の監視システム構築に初年度で7,400万ドル必要、と交渉関係者明かす。2年目は1億ドル以上。
- 9月9日 IAEA定例理事会、プルトニウムなど放

射性物質空輸に関する規則追加した輸送規則改正案採択。

●9月10日 国連総会、CTBT採択のための決議案を可決。賛成158、反対3、棄権5。インド反対で発効の目途立たず。(本誌29号参照)

●9月10日 米クリントン大統領、CTBT採択について歴史的意義強調。インド説得に楽観的な見通し表明。仏外務省、「仏は交渉に重要な役割果たした」と歓迎。中の沙・軍縮大使も歓迎声明。同時にCDでの採択挫折に暗にインドを批判。

●9月10日 インド・ハイデル外務次官、CTBTについて「いかなる圧力であろうと署名せず」と語る。

●9月10日 米エネルギー省、核兵器の安全性確認の技術確立のために独自に計画していた臨界前核実験は当面実施しない方針。

●9月10日 仏ノートルダム大学研究所など実施のパキスタン軍人、官僚、知識人ら910人対象の意識調査。「インド越境攻撃の際、核兵器使用するか」との問いに98%がイエス。イスラマバードからの報道。

●9月10日 露エリツイン大統領、病気療養中の大統領権限をチェルノムイリジン首相に委任。核の発射ボタンは手元に残す。

●9月11日 豪ハワード首相、CTBT採択について「すべての国に署名、批准訴える」との声明発表。

●9月11日 橋本首相、CTBT採択について「大きく一歩前進。今後、国際社会がインドその他の説得に全力尽くす」と語る。

●9月11日 平岡・広島市長、伊藤・長崎市長、CTBT採択について一定の評価。核爆発伴わぬ実験の余地残った点に不満。

●9月12日 KEDOのボスワース事務局長、DPRKに提供の軽水炉、近く用地整備始める方針明かす。交渉中の議定書数日中に調印見通し。

第7回「非核独立太平洋運動(NFIP)」会議

12月9日~13日、スバ(フィジー)

2001年、そしてそれから、 私たちはどこへ行くのか

- 運動として、
- NGOセクターのなかで、
- 南太平洋フォーラムとの関係で、
- 国連体制のなかで

NFIPは、太平洋に面する島々や大陸のNGOのネットワーク。太平洋の非核化を目指し1975年に始まった運動を前身とし、1983年に発足。太平洋の島嶼国の島民が中心になって運営している。

私たちのPCDSは、1983年のNFIP会議で、海洋発射核巡航ミサイル(SLCM)に反対するネットワークの必要性が決議されたことから結成された。

今回の会議は6年ぶり。PCDSからは、ニュージーランドからニッキー・ハーガーが出席の予定。

●問い合わせ:

PCRC(太平洋問題資料センター)/NFIP
所在地:スバ 担当:Viktor Kaisiepo さん。
FAX:679-304-755
Email:pcrc@pactok.peg.apc.org

●9月13日 インド・カラム国防省顧問、核弾頭搭載可能な国産の中距離弾道ミサイル「アグニ」実用化明かす。インド紙報道。

●9月13日 科技庁、天然ウラン輸送情報を今後原則公開との方針打ち出す。他の核物質と比べ悪用の危険性小さいと判断。

●9月15日 露エリツイン大統領、「核発射ボタン」を手術直前にチェルノムイリジン首相に短期間委ねる大統領令に署名。

●9月16日 冷戦時代、仏核戦力の中心だった南仏アルピオン高原の戦略核ミサイル基地閉鎖。今後は潜水艦発射の核ミサイルに重点。

●9月17日 米マカリ報道官、24日予定のCTBT署名式でクリントン大統領が最初に署名と発表。米の姿勢を内外に印象づける狙い。

●9月20日 イスラエルのヤナティフ国連大使、レビ外相が25日にCTBTに署名すると発表。

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さい。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-(6ヶ月¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

志沢勝彦(平和資料協同組合)、照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(PCDS)、鈴木かずえ(グリーンピース・ジャパン)、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道